

一部受給者の重度心身障害者医療費の窓口払い 10月から廃止!

町では、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に、昭和51年度から重度心身障害者医療費助成を行っていますが、重度心身障害者の経済的負担の軽減を図るために、10月診療分から、寄居町国民健康保険および埼玉県後期高齢者医療に加入している方が、町内の協定医療機関で診療・調剤を受けたときに、これまで自己負担していた窓口の支払いが廃止されます。前記以外の医療保険加入者の診療・調剤については、保険ごとに独自の医療給付制度がありますので、今回の制度導入はありません。

なお、保険外診療の診療・調剤は、これまで通り自己負担となりますので、窓口でお支払いください。

寄居町国民健康保険および後期高齢者医療に加入している方

町内の協定医療機関のみ、窓口の支払いが廃止となります。

- ①町内の協定医療機関で受診した場合は、窓口での支払いはありません(保険外診療・自費分は除きます)。
- 注1…健康保険証と重度心身障害者医療費受給者証を必ず提示してください。提示しない場合、②と同様になります。
- 注2…一つの医療機関で一部負担金が月額21,000円以上あった場合、②と同様になります。
- ②町内の協定医療機関以外、または町外の医療機関で受診した場合は、従来通り窓口で支払い、請求書を健康福祉課に提出してください。

寄居町国民健康保険および後期高齢者医療以外に加入している方

これまで通り窓口でお支払いのうえ、請求書を健康福祉課に提出してください。

ご注意ください

現在ご利用いただいている重度心身障害者医療費受給者証(平成24年9月30日まで有効のもので、**橙色(国保・社会保険加入者用)**と**桃色(後期高齢者医療加入者用)**)では、10月以降の重度心身障害者医療費の助成は受けられませんのでご注意ください。

10月1日から有効の新しい受給者証は、受給者全員に郵送する「受給資格登録申請書」に必要事項を記入し、加入している健康保険証を添えて健康福祉課で手続きを行った方に、順次郵送します。

9月以前の受診や協定医療機関でない医療機関での受診分と、寄居町国民健康保険および埼玉県後期高齢者医療以外に加入している方の受診分については、これまでどおり請求書で申請となります。10月以降の申請は、受診日に関係なく、必ず新しい受給者証の番号で請求してください。

町内で窓口払い廃止に協力いただける医療機関には、協定医療機関証が掲示してありますのでご確認ください。

協定医療機関については、本誌10月号でお知らせします。

問い合わせ／健康福祉課 (☎581・2121内線121) へ。

協定医療機関証

重度心身障害者医療費
協定医療機関
寄居町

年金あれこれ

年金の加入種別が変わったら必ず届け出を

国民年金制度は、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれています。年金の加入種別が変わったときにも必要となります。

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生の方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、保険年金課で行います。

会社や官公庁にお勤めの方で厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

第2号被保険者の方も第1号被保険者になりますので、年金の加入種別が変わったときにも必要となります。

第2号被保険者の方が会社等を退職されると第1号被保険者となります。また、その方に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)の方も第1号被保険者になりますので、年金の加入種別が変わったときにも必要となります。

第3号被保険者の方が対象となり、届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター (☎525・1844)、熊谷年金事務所 (☎581・5158)、または保険年金課 (☎581・2121内線112)へ。

問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

各種健診を受診しましよう！

9月は健康増進普及月間です。町では9月から10月にかけて、特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・健康診査がん検診を実施しており、申し込みを受け付け中です。詳細は本誌8月号をご確認ください。

また、人間ドック・脳ドックの受診費用助成も実施しています。ぜひご活用いただき、ご自身およびご家族の健康管理にお役立てください。

費用助成も実施しています。ぜひご活用いただき、ご自身およびご家族の健康管理にお役立てください。

■ ドック助成の要件

国保人間ドック
対象／次のすべての要件を満たす方
①寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方
②受検日当日35歳以上の方
③国民健康保険税を完納または完納見込みの方
④平成24年度内に脳ドック検診、特定期間は対象／次のすべての要件を満たす方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

国保脳ドック
対象／次に示す方
①後期高齢者医療保険料を完納または完納見込みの方
②平成24年度内に健康診査を受診しない方

定期健康診査を受診しない方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

後期高齢者人間ドック
対象／次のすべての要件を満たす方
①後期高齢者医療保険料を完納または完納見込みの方
②平成24年度内に健康診査を受診しない方

定期健康診査を受診しない方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

国保人間ドック
対象／次のすべての要件を満たす方
①寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方
②受検日当日35歳以上の方
③国民健康保険税を完納または完納見込みの方
④平成24年度内に脳ドック検診、特定期間は対象／次のすべての要件を満たす方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

定期健康診査を受診しない方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

定期健康診査を受診しない方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

定期健康診査を受診しない方
①～③までは国保人間ドックと同じ
④平成24年度内に人間ドック検診を受診しない方

※各種検診、人間ドック、脳ドックは、埼玉よりい病院(寄居町)、籠原病院(熊谷市)、熊谷生協病院(熊谷市)、藤間病院(熊谷市)、小川赤十字病院(小川町)、埼玉成恵会病院(東松山市)、本庄総合病院(本庄市)

■ 脳ドック検診機関 (国民健康保険)
埼玉よりい病院(寄居町)、籠原病院(熊谷市)、ニック(深谷市)、籠原病院(熊谷市)、関東脳神経外科病院(熊谷市)、小川赤十字病院(小川町)

※各種検診、人間ドック、脳ドックは、埼玉よりい病院(寄居町)、籠原病院(熊谷市)、熊谷生協病院(熊谷市)、藤間病院(熊谷市)、小川赤十字病院(小川町)、埼玉成恵会病院(東松山市)、本庄総合病院(本庄市)

■ 人間ドック検診機関 (国民健康保険)
後期高齢者医療
助成額／25,000円以内

（9月に新しい被保険者証をお送りします）

お送りします！

○こんな方は必ず届け出を：
国民健康保険には退職者医療制度があり、会社等を退職して年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象になります。該当すると思われる方は、次により届け出をお願いします。

なお、届け出により退職被保険者に該当しても、医療機関等での窓口負担や国民健康保険税の額は変わりません。

対象／次のいずれにも該当する方およびその被扶養者

か世帯ごとに簡易書留郵便でお送りします（納税相談をする世帯は除きます）。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。

また、社会保険などの健康保険に加入した場合は、必ず社会保険証等を持参のうえ、届け出をお願いします。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は平成25年9月30日となっています（ただし、平成25年9月30日より前に75歳に到達する方や、退職被保険者で65歳に到達する方との被扶養者は有効期限が異ります）。

また、高齢受給者証に記載される方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載される負担割合（1割または3割）が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

※被扶養者とは：退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族

● 厚生年金や共済年金を受けられる方
● 保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。